

システム開発・運用・保守における業務委託、常駐請負、労働者派遣の法律実務知識

【オンライン受講可】 (4121213)

本企画はシステム開発・運用・保守の業務について、外部の支援を受ける企業の担当者を対象とした業務委託、常駐請負、労働者派遣についての法律実務知識セミナーです。

開催日時	2021年11月16日(火) 10:00-17:00
カテゴリー	共通業務(契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理)・セキュリティ・システム監査 専門スキル
講師	香田史朗 氏 (社会保険労務士法人すばる 代表社員 社会保険労務士)
参加費	JUAS会員/ITC: 33,800円 一般: 43,000円(1名様あたり 消費税込み、テキスト込み)【受講権利枚数1枚】
会場	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会(日本橋堀留町2丁目ビル2階)
対象	対象: システム開発のリーダー、マネージャー、システムの調達担当者、派遣元・派遣先責任者 受講前提条件: 民法(請負・委任)、派遣法の基礎知識(用語の意味の理解等)がある方でさらに職業安定法、労働者派遣法の基礎知識から応用知識まで体系的に学ばれたい方 中級
開催形式	講義
定員	20名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。(2時間1ポイント)
ITCA認定番号	ITCC-CPJU9546
ITCA認定時間	6

主な内容

■受講形態

【選べる受講形態】

A. 会場にてご参加: [【Co-lab-po \(2階会議室\) 施設利用にあたっての取り組み】](#)

B. オンラインにてご参加: [【セミナーのオンライン受講について】](#)

■テキスト

A. 会場にてご参加: 当日配布

B. オンラインにてご参加: 開催7日前を目途に発送(お申込時に送付先の入力をお願いします)

※開催7日前から開催前日までにお申込の場合、テキストの送付は開催後になることがあります。ご了承ください。

本企画はシステム開発・運用・保守の業務について、外部の支援を受ける企業の担当者を対象とした業務委託、常駐請負、労働者派遣についての法律実務知識セミナーです。

最低限、押さえておきたい最も重要なキーワードは「諾否の自由」「勤怠管理」「指揮命令」です。

これらについて現場で発生する諸問題について網羅的に取り上げて解説します。

この分野は近時大きく下記のように制度が変わってきました。

- ・違法派遣、偽装請負における労働契約申し込みみなし制度の導入
- ・個人単位の派遣期間制限と派遣先事業所単位の派遣期間制限の2つの派遣期間制限制度の導入
- ・「働き方改革法」の成立に伴う「同一労働・同一賃金」の原則の導入

これらの課題・問題について、トラブル未然防止の観点(法的観点)からその前提たる職業安定法・労働者派遣法の基礎から応用問題を解説していきます。

◆主な研修内容:

第1部 システム開発・運用・保守における請負・業務委託の法律知識

1. 偽装請負・偽装業務委託とは、
2. 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集」第2集の15のQ Aを整理
3. 偽装請負・偽装業務委託のペナルティーとなる「労働契約申込みみなし制度」とは
4. 「労働契約申込みみなし制度」の内容とその実態について
5. 労働局(需給調整事業部門)の組織と指導内容とその方法について
6. 合同労組の団体交渉問題にも発展するリスクについて
7. 請負・委託に関する今年度の各労働局の対応方針について

第2部 システム開発・運用・保守における労働者派遣の法律知識

1. 圧倒的に多い「労使協定方式」について
2. 労使協定方式の場合、派遣社員を受け入れる企業が留意する点について
3. 派遣社員と派遣先企業間での労務トラブルの特徴と解決について